

# 令和3年度国民健康保険事業の運営について

## 令和3年度国民健康保険事業の運営 参考資料

○ 基金のあり方の見直し

平成30年度の制度改革に伴い、基金のあり方を見直す必要がある。

～宇治市国民健康保険事業財政調整基金条例～

〔 第1条:宇治市国民健康保険事業の健全な財政の維持及び保健事業の振興に資するため、  
宇治市国民健康保険事業財政調整基金を設置する。 〕

〈これまで〉

保険給付費の大幅な増加など、不測の事態に備えるために、保険給付費の1か月分を目標に基金残高の確保に努めてきた。 ※現在の保険給付規模(134億円)では約10億円となる。

〈制度改革以降〉

保険給付費の増加リスク及び保険料収納不足リスクについては、京都府の財政安定化基金の設置により解消(下表参照)

・普通調整交付金	保険給付に要した費用を全額交付
・特別調整交付金	自治体の責めによらない要因に対応するために交付 ※災害等にも対応(新型コロナにかかる減免も対象)
・財政安定化基金	給付増や保険料収納不足による財源不足に対応するための貸付又は交付 貸付・・・財源不足額を貸付、原則3年間で償還(無利子) 交付・・・特別な事情が生じた場合に保険料収納不足額の1/2以内を交付 ※国、府、市で1/3ずつ補てん(翌々年度に返還)

➔ 制度改革により、不測の事態によるリスクを市で対応する必要性が解消された

参考: 国保運協令和2年度答申

一般会計の厳しい財政状況を鑑みる中では、市の基金については、引き続き取り崩しが見込まれることから、今後の見通しなどをふまえると、京都府国民健康保険財政安定化基金の活用も考慮する中で、市において保有する規模も含め、そのあり方について再検討する必要があると考える。

〈本市における基金のあり方〉(案)

保険料収納不足については、京都府国民健康保険財政安定化基金で対応可能であるものの、変動する収納の不足を予測することは困難であることから、状況に応じた対応を実施できる基金を市で保有することが必要。

次の①及び②について、市の基金を積み立て、活用することが望ましいと考える。

- |                 |
|-----------------|
| ① 収支不足に対する財源    |
| ② 保健事業の振興に資する費用 |

➔ 本市における基金のあり方に基づいて、基金の保有規模を検討する必要がある。

基金残高の推移

(単位:千円)

年度	年度末 残高	繰入(取崩し)			積立		
			保健事業等	財源対策		運用収入	繰越金等
H25決算	904,318	105,118	5,118	100,000	364,713	2,826	361,887
H26決算	1,077,885	151,917	1,917	150,000	325,484	4,341	321,143
H27決算	977,154	344,356	4,356	340,000	243,625	1,926	241,699
H28決算	807,255	378,796	3,796	375,000	208,897	830	208,067
H29決算	950,289	273,001	5,001	268,000	416,035	477	415,558
H30決算	1,348,344	226,353	5,561	220,792	624,408	565	623,843
R1決算	834,981	514,063	9,031	505,032	700	700	0
R2見込	576,218	258,791	8,791	250,000	28	28	0

○ 基金保有規模

①保険料収納不足等による財源不足の対応

収支不足に対する財源対策として、基金繰入で対応するために、一定額の基金残高の確保(基本額)が必要。

- ・ 基本額の目安・・・当該年度保険料を基準に設定することを検討

標準保険料率に設定した場合においても収支不足が生じた場合の対策

- ・ 基本額を超える基金残高については、②保健事業の振興に資する費用へ活用

○ 今後の基金の活用

基金残高を以下の考え方により活用する。

- ・ 基金残高 > 基本額 … 基金活用可能
- ・ 基金残高 < 基本額 … 基金活用不可となり、基本額まで積み立てる。

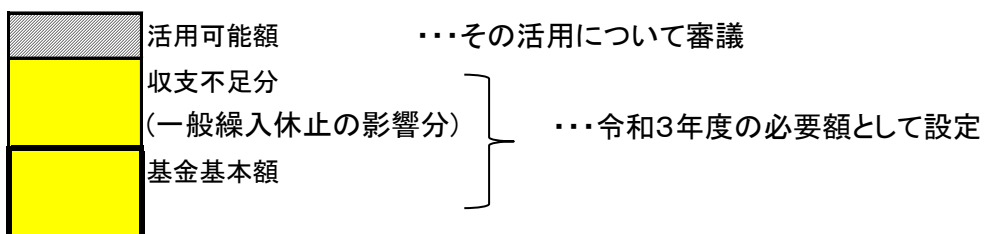
※ 令和3年度に必要とされる基金額

基本額に加え、一般会計繰入休止の影響による収支不足に対し基金繰入が必要。

○ 令和3年度予算における基金の考え方

**令和2年度末基金残高 - 基金基本額 = 令和3年度活用可能額**

※令和2年度の決算に左右されることから活用にあたっては慎重な判断が必要



➔ 標準保険料率の算定結果をふまえ、基金保有規模額についても検討